

新	旧
<p>職員の旅費に関する条例 昭和28年3月13日 条例第6号</p> <p>(特殊旅費の種類)</p> <p>第7条 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料____ ____、死亡手当、日額旅費、旅行雑費及び外国旅行手当とする。 2～4 省略</p> <p>5～8 省略</p> <p>第35条 削除</p> <p>(旅行手当)</p> <p>第38条 第7条第8項に規定する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、旅行命令権者が、その都度知事と協議して定める。 附 則 1～4 省略</p> <p>5 旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして知事が定める地域である場合における外国旅行の日当及び宿泊料____に係る別表第2の定額は、当分の間、同表の甲地方について定める額 ____の10分の8に相当する額とする。</p>	<p>職員の旅費に関する条例 昭和28年3月13日 条例第6号</p> <p>(特殊旅費の種類)</p> <p>第7条 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料、 <u>支度料</u>、死亡手当、日額旅費、旅行雑費及び外国旅行手当とする。 2～4 省略</p> <p>5 <u>支度料は、外国への出張について定額により支給する。</u></p> <p>6～9 省略</p> <p>(支度料)</p> <p>第35条 <u>支度料の額は、その旅行期間に応じた別表第2の定額による。</u></p> <p>2 <u>外国に出張を命ぜられた者が過去において、支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差引いた額の範囲内の額による。</u></p> <p>(旅行手当)</p> <p>第38条 第7条第9項に規定する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、旅行命令権者が、そのつど知事と協議して定める。 附 則 1～4 省略</p> <p>5 旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして知事が定める地域である場合における外国旅行の日当、<u>宿泊料及び支度料</u>に係る別表第2の定額は、当分の間、同表に定める額(日当及び宿泊料については、同表の甲地方について定める額とする。)の10分の8に相当する額とする。</p>

新

6・7 省略  
 別表第2（第34条\_\_\_\_、第37条関係）  
 外国旅行の旅費  
 1 省略  
 2 \_\_\_\_\_死亡手当

区分	死亡手当
11級の職務にある者	580,000円
10級又は9級の職務にある者	520,000円
8級の職務にある者	490,000円
7級又は6級の職務にある者	460,000円
5級以下の職務にある者	400,000円

旧

6・7 省略  
 別表第2（第34条、第35条、第37条関係）  
 外国旅行の旅費  
 1 省略  
 2 支度料及び死亡手当

区分	支度料			死亡手当
	旅行期間	旅行期間	旅行期間	
	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上	
11級の職務にある者	78,160円	94,910円	111,650円	580,000円
10級又は9級の職務にある者	70,070円	85,090円	100,100円	520,000円
8級の職務にある者	66,030円	80,180円	94,330円	490,000円
7級又は6級の職務にある者	61,990円	75,270円	88,550円	460,000円
5級以下の職務にある者	53,900円	65,450円	77,000円	400,000円